

労働基準関係法令違反に係る公表事案

富山労働局

最終更新日：令和7年12月2日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
お好み処ほほ歩	富山県高岡市	R6. 12. 2	労働基準法第104条の2 労働基準法第120条	労働基準監督官から報告を命じられたことに対し、虚偽の報告をしたもの	R6. 12. 2送検
(有) 長野索道	長野県喬木村	R7. 2. 13	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第33条	ケーブルクレーンの解体作業において、作業指揮者に作業を指揮させなかつたもの	R7. 2. 13送検
宮本工業（株）	富山県富山市	R7. 3. 25	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	労働者をチェーンソーを用いて行う立木の伐木の業務につかせるとときに、特別教育を行わなかつたもの	R7. 3. 25送検
堀江瓦店	富山県氷見市	R7. 9. 4	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約3mの屋根の上で、墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。	R7. 9. 4送検
usuiworks（株）	富山県富山市	R7. 12. 2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第123条	木材加工用丸のこ盤に、歯の接触予防装置を設けなかつたもの。	R7. 12. 2送検